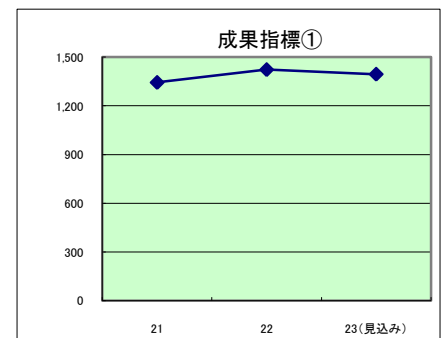
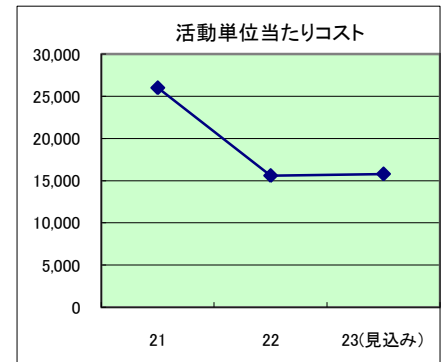


事務事業名	敬老祝金事業		会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち	款	3	民生費
	施策(節)	3	高齢者福祉	項	1	社会福祉費
	施策の方向	(3)	高齢者の生きがいがづくりの促進	目	3	老人福祉費
				事業	2	老人福祉
関連する計画等	羽曳野市高齢者いきいき計画		作成部署	保健福祉部福祉支援課		
事業の目的	対象(誰を・何を)		連絡先	072-958-1111 内線 1213		
	市内の高齢者					
	意図(どういう状態にしたいのか)		敬老の意を表し、併せてその長寿を祝福し、かつ、その福祉を増進するとともに市民の敬老思想の高揚に資することを目的とする。			
事業の内容	毎年9月1日現在において、満77歳・満88歳・満100歳の者並びに満101歳以上の者で、当該年度の4月1日から引き続き本市に居住し、かつ本市に住居登録または外国人登録されている方を対象に、年齢区分に応じて敬老祝金を支給する。					
	満77歳…10,000円 満88歳…20,000円 満100歳…100,000円 満101歳以上…50,000円 ※平成22年度より満77歳、満88歳で支給額を改定。					
根拠法令等	羽曳野市敬老祝金条例					
事業開始時期	☒ 昭和 35 年開始	☐ 明確にはわからない	終了年度 平成 年度			
	☐ 平成	☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている				
事業開始時からの状況変化	給付額及び対象者については、適宜変更があった。節目給付は平成13年度より、現行の年齢区分と額については平成16年度から平成21年度まで。平成22年度から満77歳と88歳で支給金額を縮減して制度の維持を図る。					
市民や議会の要望						
実施手法	☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()					
委託先	☐ 市外郭団体委託 名称()		委託内容			
	☐ 民間委託 ☐ その他					

区 分		21年度	22年度	23年度
		(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		31,150	19,590	21,020
人件費【2】 (千円)		3,825	2,601	1,008
職員数	正規職員	0.23 人	0.23 人	0.14 人
	再任用職員	1.00 人	0.45 人	0.00 人
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	超過勤務(参考) (時間)	8.30 時間	20.00 時間	0.00 時間
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		34,975	22,191	22,028
財源内訳	国費 (千円)	0	0	0
	府費 (千円)	0	0	0
	市債 (千円)	0	0	0
	その他 (手数料・使用料等) (千円)	0	0	0
	一般財源 (千円)	34,975	22,191	22,028
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		21年度	22年度	23年度(見込み)
① 支給件数	件	1,344	1,423	1,395
②				
③				
活動単位当たりコスト (【A】 / 【B】 ①)		26,023 円	15,595 円	15,791 円
市民1人当たりコスト (【A】 / 人口)		294 円	188 円	187 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	支給件数 (式)	件	支給により高齢者の福祉の増進を図る。	目標	1,344	1,400	達成率(%)	1,395
					実績	1,344	1,423	101.6%	
	②	(式)			目標			達成率(%)	
					実績				

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	老人福祉法に規定する「老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促す」ために必要な事業である。

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	個人給付でも有り、今後高齢化の進行に伴い見直しが必要となるが、対象者が多数のため、事業を廃止した場合の影響は相当に大きいものと思われる。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☐	☐	☒	
		社会情勢の変化に対応している	☐	☐	☒	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
		国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
		緊急性が認められる	☐	☒	☐	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☐	☒	☐	地域の民生委員様から直接手渡しにより交付する給付方法のため、地域福祉の充実にも繋がっているため、より効率的である。
		受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☒	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☐	☒	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☒	☐	☐	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	高齢者の福祉についての関心と理解を深め、高齢者自らの生活の向上に努める意欲を促す事業であり、上位施策に寄与している。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☐	☐	☒	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☐	☐	☒	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☒	☐	対象者の把握は、住基データに基づいて行っている。また、広報にて対象者等についての案内を掲載している。
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☒	☐	☐	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☒	☐	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☒	☐	☐	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☐	☐	☒	事業の特性上、達成度の評価にはなじまない。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☐	☐	☒	
		成果指標は前年度より向上している	☐	☐	☒	

担当部局評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☒ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	給付方法については地域の民生委員様からの直接手渡し方式により給付していることから、より効率的で正確な手渡しに努めており、地域福祉の充実にも寄与する制度設計となっている。個人給付であり、他の敬老事業と併せて事業のあり方を検討していく必要がある。 今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など) 平成22年3月定例市議会において、敬老祝金条例の一部を改正する条例が可決され、平成22年度より一部支給額を改定したことにより、事業費の縮減が図られており、今後は敬老事業全体として近隣市とのバランスを考慮しながらも福祉の増進が図られるよう事業のあり方を検討する。	
	総合評価	
行革本部評価	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価理由・意見	